

## 中央区吹付けアスベスト等に関する室内環境維持管理指導指針

平成2年7月7日

2中環管第544号

### (目的)

第1 この指針は、建築物に使用されている吹付けアスベスト等に関して、中央区(以下「区」という。)が指導・啓発を行う際の必要な事項を定めることにより、吹付け材からのアスベスト繊維の飛散を防止し、建築物内の良好な室内環境の保持を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この指針における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト等

天井や壁などに吹き付けられたアスベスト又はロックウール、バーミキュライト及びパーライト等のうち、重量の0.1%を超えてアスベストを含有するもの

(2) 除去

吹付けアスベスト等を壁等からはく離し撤去すること。

(3) 封じ込め

表面固化処理又は内部浸透処理により、アスベスト層の表面等を固定すること。

(4) 囲い込み

吹付けアスベスト等をシート、板材等で囲うこと。

(5) 点検・記録による管理

(2)から(4)までに掲げる措置を講じない吹付けアスベスト等に対して、定期的に点検し、その結果を記録すること。

(6) 措置

吹付けアスベスト等に対して、(2)から(4)までに掲げる処理を行うこと。

(7) 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条で規定する特定建築物(延べ面積が10,000平方メートルを超えるものを除く。)

### (基本方針)

第3 区は、第1の目的を達成するため、特定建築物の所有者・管理者等に対し、吹付けアスベスト等に係る指導・啓発を積極的に行い、特定建築物以外の建築物に対しては、その所有者、管理者等から要請、依頼又は相談に応じ、同様の指導・啓発を行うものとする。

### (指導事項)

第4 建築物の所有者・管理者等に対して指導する場合の指導事項は、次のとおりとする。

(1) 調査

建築物の所有者・管理者等は、建築物内の吹付け材の有無について調査を行い、吹付け材が存在する場合は、アスベストの含有調査を行うものとする。

(2) 判定

(1)の調査の結果、アスベストの含有が確認された場合は、別表第1に定める判定表に従いその後の対応方法を判定するものとする。

(3) 措置

- ア 措置を講じるに当たっては、別表第2に定めるフローチャートを参考に工法を決定し、措置を講じるものとする。
- イ 除去の措置を選択した場合は、除去工事終了後にアスベスト繊維数濃度を測定・記録し、飛散のないことを確認するとともに、除去後、耐火、防音等の機能を補う必要があるときは、消防法等関係法令に留意して対策を講じるものとする。
- ウ 除去以外の措置を講じた場合は、その施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存するものとする。
- エ 工事を委託する場合は、適正な方法で施工されているかどうかを確認するものとする。

(4) 維持管理

判定の結果、点検・記録による管理を選択した場合又は封じ込め若しくは囲い込みの措置を講じた場合の維持管理は、次に定めるところによる。

ア 点検・記録による管理を選択した場合

- (ア) 利用頻度の高い場所についてはおおむね月1回、それ以外の場所については6か月に1回、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期的に点検し、記録するものとする。
- (イ) 点検により軽微な損傷を発見した場合は、速やかに補修を行うものとする。
- (ウ) 点検により飛散のおそれがあることを確認した場合は、(2)により再度判定を行い、適切な措置を講ずるものとする。

イ 封じ込め又は囲い込みを選択した場合

- (ア) 施工後おおむね年1回、施工場所を点検し、記録するものとする。
- (イ) 点検の結果、破損箇所を確認した場合は、速やかに補修等を行うものとする。

(5) 周知

建築物の所有者・管理者等は、その建築物の改修工事を行う者等に対して次の事項を周知するものとする。

- ア 建築物内に吹付けアスベスト等が存在すること。
- イ 室内装飾を変更する場合には、飛散防止のための必要な注意をはらうこと。
- ウ その他飛散防止のために必要な注意事項

(6) 関係法令等の遵守

建築物の所有者・管理者等は、吹付けアスベスト等の使用されている建築物の維持管理に当たっては、この指針に定めるもののほか、関係法令等を遵守し、適正な維持管理に努めるものとする。

(区の関係部課との連携)

第5 保健所長は、第1の目的を達成するため、区の関係部課との連携を十分に図るものとする。

(担当窓口)

第6 この指針に基づく吹付けアスベスト等に係る指導・啓発は、保健所生活衛生課において対応する。

附 則

この指針は、平成2年7月7日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年8月1日から施行する。

備考

- 1 別表2「吹付けアスベスト等の処理選択のフローチャート」に基づく工法選択の際、封じ込め、囲い込み又は点検・記録による管理に該当するときにおいても、除去の措置を講じることができるものとする。
- 2 天井内に施工された吹付けアスベストなど通常は露出していない状態であっても、点検の結果、居室内に飛散するおそれがある場合は、措置を講じるものとする。

別表第1（第4条関係）

吹付け材に対する措置等の判定表

アスベスト等の 状態 部屋等の 使用状況	飛散のおそれが 大 き い	飛散のおそれが 小 さ い	安定
使用頻度が高い	A	B	C
使用頻度が低い	B	C	D

- A： 直ちに、除去等の措置を行う。  
 B： 早い時期に、除去等の措置を行う。  
 C： 損傷部については直ちに補修を行い、点検・記録後、必要に応じ除去等の措置を行う。  
 D： 点検・記録による管理をする。

〔用語の説明〕

- 1 「飛散のおそれが大きい」とは、
  - (1) 吹付け表面全体に毛羽立ちがある場合
  - (2) 繊維のくずれがある場合
  - (3) 繊維の垂れ下がりがある場合
  - (4) 吹付け面全体に損傷・欠損がある場合
  - (5) 床面に破片が頻繁に見られる場合
  - (6) 吹付け材が下地と遊離している場合
 をいう。
- 2 「飛散のおそれが小さい」とは、
  - (1) 損傷・欠損は局部的で、損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかり固着している場合
  - (2) 損傷部があっても、その環境条件では損傷部の拡大が見られない場合
 をいう。
- 3 「安定」とは、
  - (1) 吹付け面のひっかき傷やかすり傷等の物理的損傷がない場合
  - (2) 下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない場合
  - (3) 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合
  - (4) 下地と吹付け層との間が遊離し、浮いた状態でない場合
 をいう。
- 4 「使用頻度が高い」とは、事務室、教室、店舗、図書室、会議室、廊下、湯沸場等人出入りが多く常時使用する場所をいう。
- 5 「使用頻度が低い」とは、倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等の、人の出入りがほとんどない場所をいう。ただし、その場所に常駐者がいる場合は、4に含まれるものとする。

別表第2 (第4条関係)

